

過疎山村における高齢化と集落の自立について

——福岡県矢部村の事例を通して——

河野 泰治*¹・河野 孝子*²

Aging and Independence of Community in Depopulated Mountainous Area

—— through the Case Study in Yabe Village in Fukuoka Prefecture ——

Yasuharu KAWANO and Takako KAWANO

SYNOPSIS

The aim of this paper is to clarify the theses and the views regarding the independence of communities where people can continue living in the depopulated mountainous areas.

In order to do that, we researched the functions of communities and the living conditions of the elderly who have been living for many years in Yabe village in Fukuoka Prefecture. Findings from the research are as follows :

- 1) The elderly are well acquainted with each other and live closely in the community.
- 2) They have mutual aids in daily life.
- 3) The scale of the community depends on the number of households and the small size community cannot support the elderly.
- 4) Base of dwelling life had better not be changed for old age.

1. 研究目的・背景

農山村地域に暮らす人々にとって、集落は生産・生活面における互助のシステムを構築しつつ展開してきた。それは生活環境施設や社会サービスの不備を補完し、その地に住む人々とりわけ高齢者にとって、慣れ親しんだ自然環境・社会環境のもとで住み続けることを可能にできた。

しかし昭和30年代後半以降、農山村地域は過疎¹⁾・高齢化²⁾が急速に進行し、農林生産物の供給や国土の保全、環境への貢献など重要な役割を担いつつも、集落の活力は急速に低下した。過疎地域の振興を図る施策から一歩進んで活性化を図る施策が講じられてきたが、地域の特性や地域に住み続ける人への視点を欠いたまま推移してきたといわざるを得ない³⁾。一部中心集落の人口増に対し、他の多くの集落で人口減少が進行している第三次過疎時代での過疎山村⁴⁾の末端集落においては、人口流出

と高齢化が多くの限界集落⁵⁾を生み出し、地域の援助機能の低下さらに集落の消滅という事態を迎えている。とりわけ高齢者にとっては長年住み続けてきた集落での在宅生活の維持を困難にし、村内の他集落への移住や村外への転出を余儀なくされるという厳しい状況となっている。

過疎地域における高齢者の継住を成立させていくためには、市町村という自治体の範囲での環境整備の視点に加えて、ことに日常の基礎的な生活領域である集落レベルでのハード、ソフト両面にわたる環境整備・充実が不可欠であるといえよう。

一方、2000年4月からスタートした介護保険制度は、これまでの「措置」による高齢者福祉サービスの利用から利用者本位の制度として、自らの選択に基づいたサービス利用が可能となった。しかし農山村地域での現状は高齢者保健福祉サービスの基盤整備の遅れや地理・地形上の不利条件も加わって、サービス利用に都市との間に格差が生じている。とりわけ過疎山村における高齢者の

*¹ 建築設備工学科 *² 中村学園大学非常勤講師
平成12年9月29日受理

継住は一層厳しさを増している。

山村に定住してきた高齢者は、これまで集落の構成員として生産を担い、集落の中で近隣関係を切り結び生活を展開してきた。こうした高齢者の地域社会での生活の実態を把握することにより、これからの過疎山村さらには農村地域での定住条件を探る上で多くの示唆を得ることができる。

本研究では、まず農山村地域における過疎化・高齢化の進展過程における高齢者の生活の様について今日に至る概要をおさえる。次いで過疎山村における高齢者を対象とした生活実態調査の分析から得られた知見をもとに、過疎山村における生活の継続および定住の仕組みとしての集落の特質を抽出し、過疎山村における集落自立の課題を明らかにすることを目的としている。

2. 過疎化・高齢化と高齢者の生活、集落の変化

二世帯同居文化にあった農山村地域において過疎化・高齢化の進行によって高齢者の在宅生活と集落の自立が困難となっていく状況を模式的に示したのが図1である。

まず第一は世帯レベルでの段階である。子家族の他出・遠居化であり、高齢者の単独・夫婦世帯を増加させる。生産面においては道路・水路などの管理が困難となり、耕作地が放棄される。家庭面においては多世代家族のなかで担われていた介護・看護の担い手（嫁がほとんど）の喪失をきたす。したがって高齢者が介護・看護を要する段階では、高齢者自身の生活拠点の移動を余儀な

く迫られることになる。以上の世帯レベルの変化に対して、次に集落レベルでの段階である。

高齢者世帯の割合が高くなった集落は、それまで維持されてきた集落活動が縮小・消滅していく。かつて集落が高齢者世帯の生活に対してもっていた生活環境基盤の不可欠の部分を提供するという機能は減退していく。農山村の施設・設備や公共交通機関など社会サービスの不備を、集落の相互扶助が補完することによって成立・継続してきた過疎山村では生活の継続が困難になっていく。それはまた高齢者世帯の集落からの移転を促進し、さらには集落の存続すら危うくなる。

以上の過疎化・高齢化と高齢者の生活、集落の変化の大枠に対して、一つの典型的な過疎山村として福岡県矢部村を選定した。そこで①自治体と集落レベルでの高齢者の継住を支えるシステムと②高齢者個人の生活実態について分析を行う。

3. 調査対象について

3.1 矢部村の特徴

2000年4月現在、福岡県下の97市町村のうち過疎地域市町村は26、うち5町村が過疎山村である。その中で矢部村は人口、人口減少率、高齢化率、若年者比率、財政力指数、耕地率、林野率からみて典型的な過疎山村といえる（表1）。当村は、大分・熊本県に接する福岡県の最東南端に位置し、東西約11.2km、南北11.4km、総面積80.46km²。四方を峻険な山岳に囲まれる（図2）。

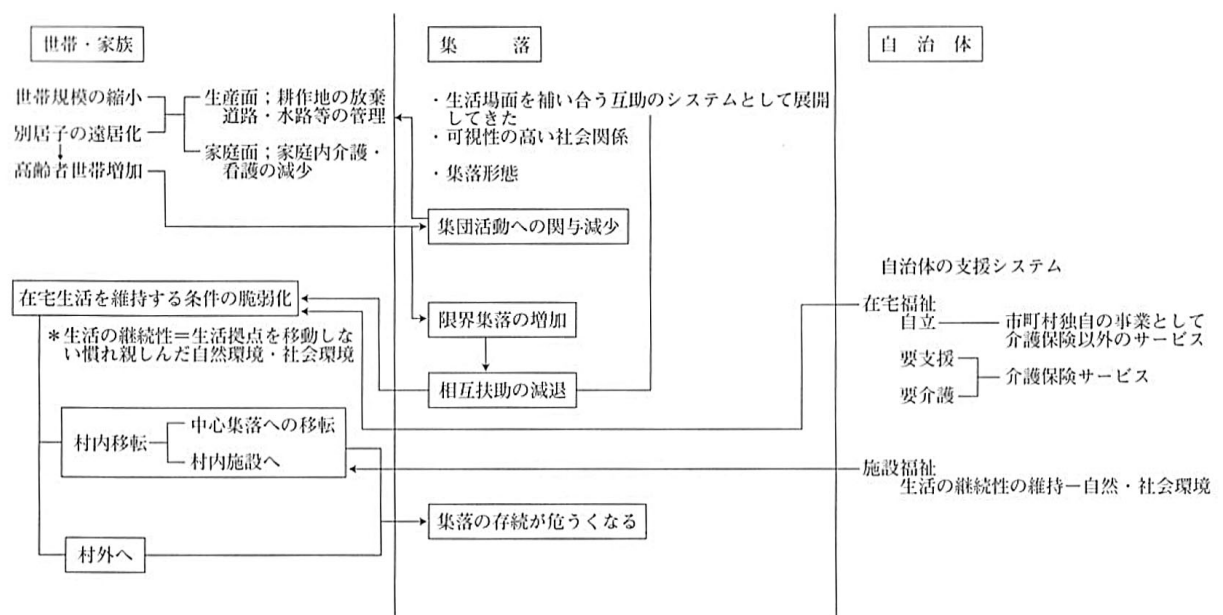


図1 過疎化・高齢化と高齢者の生活、集落との関連

表1 福岡県過疎山村の比較

—人口・人口減少率・高齢化・若年者比率・財政力指数・耕地率・林野率—

(人口・高齢化率・若年者比率は平成7年)

	人口 (人)	人口減少率(%) (平7/昭45)	高齢化率 (%)	若年者比率 (%)	財政力指数 (平7～9)	耕地率 (%)	林野率 (%)
矢部村	1,942	-43.6	30.6	11.5	0.10	3.5	89.0
星野村	4,103	-25.0	30.1	10.6	0.11	7.0	84.1
小石原村	1,292	-16.0	29.7	11.5	0.10	5.4	88.2
宝珠山村	1,825	-31.2	28.1	12.3	0.10	8.2	83.3
添田町	13,462	-18.1	24.5	15.2	0.21	4.7	83.6



図2 矢部村の位置

林業が盛んで、かつては松、杉、檜、雑木の木材や木炭、椎茸、茶、楮などの特産物を生産していたが、今日では杉材が大部分を占め杉材、茶、椎茸、石楠花、苺などが栽培されているものの、経営規模が零細で主産地を形成するまでに至っていない。一時は林業の好況や鯛生金山の隆盛などにより活況を呈していたが、木材価格の低迷（コンクリート製電柱の普及）、金山の閉山（全盛は1925～40年、閉山は1972年）、日向神ダムの建設（1957～60年）などによる集落移転や転出によって急激な過疎化に見舞われている。

村の東西を国道442号が貫通し、それから支線が山間部の集落に通じている。交通は山間地のためカーブや急坂が多く不便である。筑後地方の中核都市・久留米市までバスで約2時間、福岡市までは乗用車で約2時間の距離である。民間のバスが村の中心部近くから県立高校や総合病院のある隣市まで1日6往復運行している。

集落社会の閉鎖性は多くの農山村社会において指摘されてきたことと変わらないと思えるが、地域コミュニティの強さ、強い家意識や高い同居意識は矢部村では特に顕著であるという指摘がなされている⁶⁾。

1992年過疎地域活性化優良事例として国土庁長官賞を受賞している。

3.2 集落の状況

矢部村の集落は、矢部川の本流沿いに中心集落があり、さらに本流より分岐する支川沿いに25の集落が点在している。

一方行政上の組織では、区が16で、隣組が73である。区と集落との関係を見ると必ずしも1集落が1区とはなっていない。1集落から成る区が10、2集落が6、4集落が1と、地形や戸数によって集落の離合がなされている。なお本研究では、矢部村の場合、生活の単位が「区」になっていることが多いため、「区」を一般的な用語としての「集落」に呼び変えて使っている。

行政区のうち最も大きな区の戸数は74戸、最小は13戸と大きな開きがある。区ごとの高齢化率は最高が48.8%、最小24.4%で、6つの区で30%を超えている。

辺地⁷⁾に該当する区は10、隣組は全体の67%で49、辺地区域の戸数および人口はいずれも村の総数の半数にあたる299戸、938人である。（以上いずれも1999年5月時点）（図3）

区が専用する共同的な施設は公民館とゲートボール場である。ただ一部村東部の区にゲートボール場を持たないところがある。個人所有の土地をゲートボール場として区の共有金で買い上げた区もある。

集落の行事には夫婦や世帯で参加するゲートボール・秋祭り（世話役は順番制）・酒飲み会（年4回位）・道路の草取りなどと、戸主が出席する寄り合い、高齢女性が参加するお籠もり・お宮さん参りなどがある。この高齢女性の行事については新参者の参加が無い集落もある。これら行事の実施形態は、単一か複数の隣組単位あるいは区単位など隣組や区の規模によって異なっている。

葬式は集落の重要な慣行として隣組で取り仕切られて

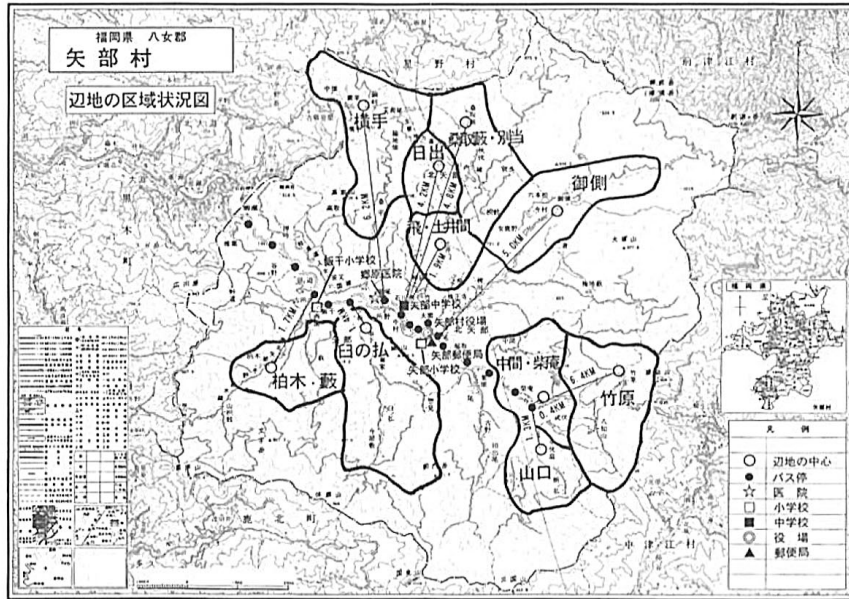


図3 辺地区域

きたが隣組の戸数が減少している辺地地域の集落の中には区単位とすることを寄り合いで決定したところもある。

生産面における共同作業は、一部本・分家の間で行なわれている程度で現在はほとんどなくなってしまった。以前共有の田(村田)や山林(村山)があったころは、その分の農作業は共同であった。手間替は5～6年位前に廃止された。

3.3 高齢者保健福祉サービス

1997年4月現在の人口は2,013人、うち65才以上は585人(高齢化率 30.1%)。65才以上の単独世帯は101, 夫婦世帯92, 65才以上の3人からなる世帯が7世帯ある。要介護者は在宅63人, 施設入所者26人である。

1993年2月, 矢部村総合福祉コミュニティ計画のもと医療福祉ゾーン(高齢者生活福祉センター・特別養護老人ホーム・歯科診療所)と住宅ゾーン(県営シルバーハウジング・公営住宅)から成る『矢部村総合福祉団地』(図4)が建設された。

高齢者生活福祉センターは居住機能と食事や入浴などの介護支援機能を併せもった施設で, 在宅では自立した生活が出来ない虚弱の高齢者が入所できる。居室は1人部屋が10室, 2人部屋が3室で現在は満室である。各室に炊事設備はあるもののほとんどの入所者は, 同一建物の中にあるデイサービスセンターの食堂で一緒に食事をする。デイサービスセンターの利用者と共にとる昼食はとくに楽しみにされている。隣家との距離が遠い所に

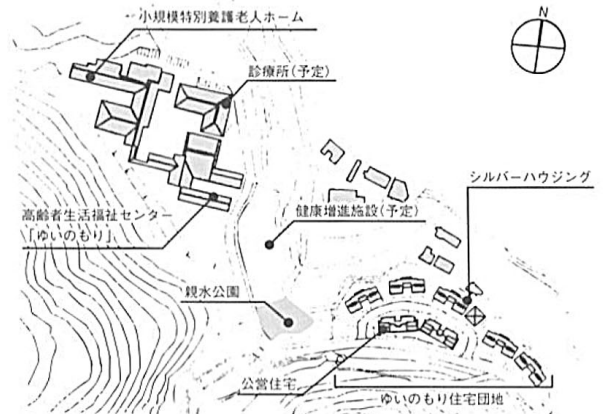


図4 総合福祉団地

住む高齢者には安心できると歓迎されている。生活の保障の次の段階として, センターへ移動後在宅生活でもっていた趣味や生きがいを継続できるようにすることである。また入所に際して持家を貸したり処分することはない。そのため家や耕地が荒れていくことが心配されている。居住部門の増築の要望に対しては今のところ計画が上がっていない。

特別養護老人ホームは定員30人で現在は満室である。設立当初は入所を敬遠する人も多かったが現在は好評のようである。主な理由の1つは, 村内の最も人が集まる位置に配置されていることから, 村外の施設とは異なり日常的に身近な存在として認識され近親感をもたれてきたことである。他の1つは, 従って入居者の大半が初対

面の人ではなく長年の顔見知りあるいは気心の知れた人との共同生活であることである。つまり施設および入所者がこれまでの生活を大きく切り変えて新たに生活を組み立てなおさなければならないということではなく、生活の連続性を維持できる条件を一定程度満足しているからであるといえよう。

シルバーハウジングは5棟10世帯で、うち9世帯は当初からの入所者である。全世帯が村外からの転入で村内に耕地を購入して自然と共生した生活に満足度が高い。L A S（ライフサポートアドバイザー）が配置されていることや、介護・看護が必要になれば福祉団地内に特別養護老人ホームもあることから申し込み者が多い。

医療については、医院と歯科診療所が村内に各1ヵ所ある。医院は土・日曜は医師不在となり、往診・入院の設備はない。そのため総合福祉団地内に内科の診療所と常駐の医者への要望が強い。歯科診療所は総合福祉団地内にある。これらの医院や歯科診療所への通院のために村は患者輸送バスを運行している。村内を週2回、2路線を巡るバスの運行は、本来の目的は医院と患者を結ぶための交通手段であるが、患者輸送のみならず住民の日常生活上の重要な役割を果たしている。

今日、多くの自治体では、消防署への緊急連絡システムが整えられているが、それは一般に65才以上で申請によっている。しかし高齢化率が極端に高く、集落が散在している矢部村にあっては、10年前に高齢者世帯に限らず全戸に緊急連絡システムが整備された。

また、行政と住民の関係で特質すべきことは、個別の高齢者への対応として「声かけ」という事業を村がヤクルトの配達員に委託していたことである。これは配達員が高齢者全員にヤクルトを必ず対面して配達し、高齢者の健康状態や安否の確認をするというものである。現在は中止されているが、代替として郵便配達システムの利用が計画されている。

4. 矢部村の高齢者の生活実態

4.1 高齢者の生活概要

矢部村の高齢者の大部分が農作業中心の生活を送っている。四月から五月末までと十月が忙しい時期である。

農作業以外では、高齢者大学（生涯学習講座の一つで60歳以上が受講）、ゲートボール、デイサービスなどがある。高齢者大学は年17回開講され、午前・午後亘って講義と陶芸や自彊術などの実技を受ける。会場への往復は自分でしなければならない。デイサービスは農村・

都市を問わず高齢者の楽しみであり、送迎バスがある矢部村では元気な高齢者も参加している。ゲートボールは農作業が比較的暇な時期は殆ど毎日やっている高齢者もいる。ゲートボール場のない区では、遠くまで出かけなければならないためやらなくなった人も多い。宿泊する年金友の会や敬老会の旅行は夫婦で参加し、大いに楽しみにされている。

今後の対応が必要となるのは働くことが趣味という高齢者で、農作業ができなくなると日中一人きりで家の中に居ることになり、それがボケの原因となることが多い。

高齢者の生活上の問題の一つに移動手段の確保がある。高齢者大学への参加、買物や役場・郵便局の用事、それに山村の地形上散在している耕地への往復は、車やバイクの運転の出来ない高齢の女性にはつらいものとなっている。

一人暮らしや夫婦世帯とりわけ高齢女性にとっては、日中隣近所の人が出払っていることへの不安は大きく、車の運転ができる人、とくに若い嫁が近くにいたことが安心感をもたらしている。

高齢者世帯にとってその生活を支え、また期待されているのは別居の子家族である。しかし長年の暮らしの中でお互いに取り結んできた諸関係から「親戚より隣近所が大切」という意識が高齢者には強い。

次にヒアリング調査をした高齢者の中から、性・家族構成・居住集落に相違点をもつ2事例について、生活の実態と集落との関わりに焦点を当て、考察を加える。

4.2 一人暮らし男性、小集落の中での生活

①集落について 村の中心地からは最も遠い集落の一つで、車1台が通れる幅の山道に沿って、住戸が数10mおきに点在する。この集落に家が建てられたときは道路がなく散在していた自分の耕地の傍に家を建てたためである（昭和16年）。集落の高齢化率は48.8%。

②出生・兄弟について 大正2年3男4女の長男として矢部で出生。隣家にすぐ下の弟夫婦が住む。妹4人のうち3人は福岡県北部の直方市に、1人は隣町に住んでいる。

③家族について 23才で結婚、妻は隣町の出身。51才で病死。その後再婚、その妻も平成6年に死亡。子供は男3人、女3人で福岡県内居住。村内、同郡内に住む子家族はいない。毎年1月4日に子家族が集う。現住宅は昭和16年養蚕のための家として自分の山の木を伐り出して建てたもので、昭和24年から住み始める。

④農作目・農作業について 茶-20アール, 蒟蒻-30アール, 杉苗-3町, 茗荷-10アール, 米-25アール。生計の主は蒟蒻。杉苗作りでは色々と工夫を重ね、今では村一番と言われている。年間の農作業は茶→田植え・蒟蒻(草取り)・茗荷→杉の手入れ・根ざらいと続く。比較的暇な時期は12~1月。起床は6時(冬場は6時半), 朝食7時(同じく8時), それ以降は農作業。杉苗育てでは村一番。農作業の手伝いには比較的近くに住む長男(久留米市)と長女(隣市)がやってくる。

⑤家事・身の回りのこと 平常は隣町から通いの女性(送り迎えをしていた)に頼んでいた。本人が昨秋立ち木から落下して怪我したと手伝いの女性が現在入院中のため, 50日位前から福岡県直方市に住む妹が身の回りの世話に来ている。

この地区には行商が来ないため必要な食料品は農協などへ出かける時に購入し, その他は月1回車で40分位かかる近くの町まで買物へ出る。農協の食材配達を頼んでいたこともあったが現在はしていない。

雪道でも運転できる車なので冬でも生活の不便さはない。

村内の医院には自分で車を運転して行く。運転が出来なかったり, 乗せてくれる人がいない時はタクシーを頼むか歩いていく事になる。足腰が立たなくなったら久留米市に住む長男の所へ行くことになるであろう。

⑥集落の行事など 集落の行事には必ず参加する。寄り合い・秋祭り・ゲートボール・酒飲み会と顔を合わせることは多い。寄り合いは月1回。酒飲み会は1戸から2人(夫婦)の参加で, 草取り・年末・元日・年度変わりの年4回。午前中は労働, その後酒とご馳走, それからゲートボールをする。区の全員が参加する。

⑦趣味など ゲートボール(審判員の資格を持つ)・カラオケ(自宅にカラオケセットあり)・俳句などで, 文化連盟の会員。年金友の会や地区敬老会の宿泊旅行や慰問に出掛ける。9月から3月の午後はほとんどゲートボールをする。農作業や趣味等やることが多くテレビを見るのは雨の時くらいである。

4. 3 子家族と同居女性, 中規模集落の中での生活

①集落について 国道から一本中に入った集落で, 舗装された道路に沿って住戸が並んでいる。高齢化率は27.9%。

②出生・兄弟について 昭和5年矢部にて出生。妹2人(県内居住)と弟1人(神奈川県居住)。昭和20年国民学校卒業後農協に勤め, 農作業の経験は無い。妹は農

作業を手伝った。

③家族について 18才で結婚。夫は工場労働者。北支から帰還後以前勤めた工場から声がかかったが, 祖母と母親の女手だけだったため夫婦で農業に従事する。

子供4人, 孫10人。長男は叔父を頼って神奈川県へ, 2人の娘は近くの市に住む。同居の二男は矢部村役場, 妻は結婚前から村内の小学校の事務員として働いている。孫2人は他出し中学3年の孫が残っている。孫は2才から保育園へ通った。

90才になる母親が村内に一人暮らし。炊事や入浴は自分で出来ているため, 母親の世話に手がかかることは今のところ殆どない。

④農作目・農作業について 米-2反, 大豆-2, 3畝, 味噌・納豆用, 茶-2反, 黒豆など。農作業が忙しい時期は茶摘の4月末~5月, 閑なのは11月~2月。

結婚直後は山(昭和23年に村山が20戸に平等に配分されたが, すぐ田と交換した)では賃労働で働き, 米と野菜を作り, 牛の飼料用の草刈りをした。最もきつかったのは夏場の飼料用の草刈りで, 1日に2~3回山から刈り取った草30kgを背負って下りたこともあった。

昭和54年まで牛を飼い, その後農耕と山出し用に馬を飼った。牛・馬の糞は田んぼに入れ地力を高めた。機械化によって飼料用の草刈りがなくなり, 農作業がぐんと楽になった。

村田(隣組共有の田)があった20年前までは, 村田の田植え→収穫→むしろ干し上げ→精米は共同で作業した。手間替は5~6年前までであり, 1人3~4反位であった。

夫婦共車の免許を持たないため遠く離れた茶畑へ行くのが不便である。夫の単車で送り迎えしてもらおうが, 農作業の時間が制約されることがあり, 時間の融通が効かない。

⑤家事について 家事は本人と嫁で分担している。買物は魚や肉は週2回の行商で, その他は嫁が仕事帰りに買ってくる。日常の買物は村内の店で賄える。

⑥集落の行事など 高齢女性の集まりごとはこれまで2つの隣組の合同で行っている。ただ元からの家の者に限られている。弁当や菓子持参での毎月のお宮参り, 秋の彼岸のお堂のお籠もり・1年毎に薬師堂に集まって特産の蒟蒻ご飯作りと会食などだが, 参加者は年々少なくなっている。

年金友の会の旅行には夫婦で, 簡保の会の旅行は友人と決まって参加する。

隣が本家で近くに分家があるが, 従前のような本・分

家の関係に縛られることはない。

⑦趣味など 趣味であり生きがいは和歌を詠むこと。小学5年頃始めた和歌作りは今も続いており、1ヵ月に7首ほどを詠む。

農作業や同居の息子夫婦が共働きのため家事で忙しくて、まだ一度もデイサービスセンターへは出掛けたことはない。

5. 過疎化・高齢化と高齢者の生活と集落

社会学や建築学における既往研究の成果に加えて、矢部村の高齢者と集落に関する今回の調査から得られた知見を、農山村における高齢者の生活および集落の特質という視点でまとめると次のように抽出・描写できよう。

5. 1 農山村高齢者の生活上の特質

- ①日常生活圏のなかに働く場を持っている。職住近接である。
- ②生産販売的農業、あるいは自給・生きがいの農業を問わず、生涯労働に従事出来る。
- ③家庭の労働条件や自分の労働力に合わせて労働量をコントロールできる。
- ④毎日の生活が規則的であり、季節、年間の生活に一定したリズムがある。
- ⑤高齢期に至る過程での生活が大きな変化を経ずにはほぼ安定的・連続的であり、都市高齢者のそれとは異なる。
- ⑥作ることと食べることが繋がっている。
- ⑦声を掛け合う人間関係がある。
- ⑧長年慣れ親しんだ自然環境・社会環境の中で生活している。
- ⑨三世代、四世代家族の中で生活する者が多い。

これらの特質に加えて、過疎山村特有と考えられる項目として以下の3点を指摘しうる。これらはいずれも負の特質とみることができる。

- ⑩交通手段の確保やその可能性についての不安が常につきまとっている。とくに、緊急事態での遠距離あるいは急勾配の山道、積雪などへの対処についてである。「常時」「身近に」、「目に見える場所」に対処しうる「交通手段と運転者」が存在することの4つの条件がセットで確保できていること。
- ⑪日用品購入における移動車サービスも成立し難い。日常生活への対処が強えられる状況も出てくる。
- ⑫遠距離所有の小規模な田畑の耕作。これは交通手段

と関連してくる。

5. 2 農山村集落の特質

- ①生産・生活の場の両方を備えている。
- ②親族や居住年数の長い（出生時からという人が多い）人たちによって構成されている。
- ③可視性の高い社会関係をもつ。
- ④生活場面を補い合う互助のシステムとして展開している。
- ⑤封建性や閉鎖性が強い。
- ⑥集落行事や集落慣行をもっている。
- ⑦日常的に文化や生活習慣の伝承の場となり得る。
- ⑧集落戸数が10戸程度の小規模集落にあっては、親戚関係のいかに問わず、家族構成員を越える相互扶助の根底はまずは隣家である。

過疎山村にあって、高齢者と集落の自立の課題を把握するには、隣家—数戸—隣組—集落—区という互助の段階構成での特質を明らかにすることが肝要であるといえよう。

6. 研究の視点と課題

本研究の目的とする過疎山村地域における高齢者の生活とそれを支える自立した集落という観点から研究の視点と課題をまとめると次の4点を挙げることができる。

(1) 可視性について 現在の高齢者の通婚圏は村内か隣町位までで、いとこ同士の結婚も多かった。男性は幼小時から、女性も同じく幼小あるいは結婚後40数年以上この地で農業を営みながら人間関係を切り結んできている。このような関係の中で展開される生活は、殆どが屋外しかも集落の中で完結する。ことに過疎山村での戸数が少なく近接的な小規模集落にあっては、日常生活は相互に確認されていて、個々人への気配りはよりきめ細かであることが観察された。こうした一方通行ではない生活の相互の可視性が、生活不安・不定の状況にある高齢者の継住を心理的な側面で支えているとみることができる。プライバシーを守りあうことを第一とする都市的生活とは異質である。しかし、この可視性の高い社会関係は時には負の意味での相互監視ともなることが多く指摘されてきたが、過疎化・高齢化によって増加した高齢者世帯の継住には重要な役割を果たしているといえよう。

(2) 互助のシステムについて 高齢者世帯にとっては、道路や水路などの草取り・清掃は負担が大きい。それを集落単位で少人数ではあるが青壮年も加わって総出でやることで高齢者世帯の負担が軽減され、継住を可能とす

る。また高齢者単独や夫婦世帯とくに高齢女性にとって、車の運転の出来る人の存在が常時確認されることは安心感をもたらす。さらには住戸間の距離が離れている集落に住む高齢者世帯には、全村的な緊急連絡システムの構築に加えて、各戸を繋ぐコミュニケーションシステムが必要で、郵便配達システムと連携することなどは有効であろう。

(3) コミュニティ単位について 従来隣組で行なわれていた集落の行事や慣行は、高齢化や戸数の減少などによって、複数の隣組さらに区へ移行している集落もある。互助の範囲を広域化することで行事などの消滅を防止している。しかし他方、集落間の距離が遠隔化することやそれまで長く親しんできたやり方が出来なくなるということも起こりうる。それは互助機能の変質さらには崩壊へ繋がる可能性をもっている。一方で、ことに集落規模が小さくなると隣家がまずは最も重要な互助単位となる。換言すれば数戸でかつの1世帯が有していた機能を補完しているともいえる。この点において姻戚関係を越える小規模近隣コミュニティが成立してきているとみることが出来るかもしれない。

(4) 定住拠点について 高齢期の生活拠点は本人の健康度と家族の介護・看護力に応じて、在宅かあるいは施設となる。

在宅では子家族と別居の場合、子家族との距離や社会的サービスの有無が大きく関わってくる。子供たちが近くの町に住んでいる場合、土・日曜の農作業の手伝いや、遠くの病院での診察などに車での送迎を頼むことが可能である。農業と生活の両面に子供たちの援助が得られることが前提とされた在宅生活といえよう。

施設での生活に関しては、高齢期に生活の拠点を移動することは好ましいことではないと言われている。別居の子供家族の居住地に近い施設かあるいは長年住み慣れた地の施設のいずれかの選択を迫られることになるにしても、住み慣れた地に最後まで住み続けることが出来るという保障があることは、高齢者にとって大きな安心感となる。

注

1) 高度経済成長期にこの用語が一般化した。公式に使われたのは、経済審議会の地域部会が昭和41年(1966年)に出した中間報告の中で『人口減少に伴って従来の地域生活のパターンが維持出来なくなった状態』と定義された。

2) 総人口の中で高齢者(65才以上)の人口が増加していくこと。1999年10月現在の高齢化率は16.8%。過疎山村の高齢化率は高く、1995年ですでに25.0%で高齢化先進地といわれる。

3) 昭和30年後半から40年代にかけて市町村におけるほぼ全域的な人口の急減に対して、昭和45年に始めて過疎地域対策緊急措置法が制定された。その後10年毎に過疎地域の状況・問題に応じて、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法が制定されてきた。いずれにおいても市町村道の整備についての成果が大きい。

過疎地域は平成2年制定の過疎地域活性化特別措置法に定められた①人口要件のいずれかを満たし、かつ②財政力要件を満たす市町村区域としている。以後国調人口が公表されるたびに要件にあてはめ追加公示される。

①人口要件 ・人口減少率が25%以上・人口減少率が20%以上で65才以上の人口比率が16%以上・人口減少率が20%以上で15才～29才人口比率が16%以下、のいずれかに該当する市町村。(人口は最近の国勢調査年の値、人口減少率は最近の国勢調査年までの25年間の値)

②財政力要件 最近の3年間の平均の財政力指数が0.44以下、公営競技に係る収入が10億円以下であること。

4) 平成2年11月農林省の農業地類型で定められた①都市的地域 ②平地農業地域 ③中間農業地域 ④山間農業地域のうちの④を指し、林野率が80%以上かつ耕地率が10%未満の市町村である。

5) 大野晃「山村の高齢化と限界集落」『経済』1991年7月号、56ページ。60才以上の人口が集落の半数を超えている集落を限界集落としているが、65才とする場合もある。

6) 「高齢社会の現状分析」高齢化社会研究会(代表小谷典子山口大学助教授) 1989年4月、47～49ページ。

7) 辺地地域とは、(a)当該地域の中心地から①駅又はバス停留所、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤医療機関、⑥郵便局、⑦役場、⑧近傍の市役所等への距離、(b)鉄道又は定期バスの一日往復回数、(c)鉄道又は定期バスの運行休止期間、(d)無点灯戸数、(e)電気の供給が制限されている場合の状況と供給時間帯、(f)飲用水を主として天水又は川水等から求める場合の状況、(g)地域に電話が無い場合の状況を点数化し、その合計が100点を越えた地域をいう。